

公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構ゆとりーと共済給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下「機構」という。）定款第4条第1項第2号の規定に基づく公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構ゆとりーと共済の給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

ただし、第13条、第14条、第15条、第17条については一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17、以下、「全労済協会」という。)を引受団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約し実施する。契約にあたり機構または会員が当該保険の被保険者となる。

(給付の請求)

第2条 給付を請求しようとする者は（以下「請求者」という。）、給付請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の給付請求書には、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。

(給付請求期限)

第3条 給付の請求は、その給付事由が発生した日から1年以内に行わなければならない。

(給付の決定及び通知)

第4条 給付の決定は理事長が行う。

2 理事長は、給付を決定したときは、加入者を經由して給付決定通知書により請求者に通知するものとする。

(給付金の交付方法)

第5条 給付金の交付は、あらかじめ届け出られた金融機関の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

(給付)

第6条 この規定に基づく給付は、会員の加入期日以後に発生した事由について行うものとする。

(結婚祝金)

第7条 会員が、結婚（民法（明治31年法律第9号）第739条の規定による届出をしたものをいう。）したときは、結婚祝金を支給する。再婚の場合も同様とする。ただし、1回限りとする。

(結婚記念祝金)

第8条 会員の結婚期間が満20年に達したとき、結婚記念祝金を支給する。

(出産祝金)

第9条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

- 2 出産には、死産及び7日間以内の早期新生児死亡の場合は含まないものとする。
- 3 1回の分娩で、2人以上出産したときは1児につき1件として扱うものとする。

(入学祝金)

第10条 会員の子が小学校又は中学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(永年在会祝金)

第11条 会員が、共済入会后10年及び20年に達したとき、永年在会祝金を支給する。

(勤労青少年奨励金)

第12条 会員が高等学校の定時制又は大学の夜間部に在学しているときは、当該在学している間一学年につき、勤労青少年奨学金を支給する。

(傷病保険金)

第13条 会員が、傷病により連続して14日以上欠勤したときは、欠勤日数に応じて傷病保険金を支給する。

(住宅災害保険金)

第14条 会員の居住する家屋が火災等の災害や自然災害により損害をうけたときは、その程度に応じて住宅災害保険金を支給する。

- 2 理事長は、住宅災害保険金の請求があったときは必要な調査を行うことができる。

(死亡保険金)

第15条 会員、会員の配偶者又は、会員の父母（姻族を含む。）若しくは子が、死亡したときは、死亡保険金を支給する。

(退会せん別金)

第16条 会員が脱会したときは、退会せん別金を支給する。

- 2 会員がその資格を失った場合において、直ちに当該会員が他の会員企業に就職したときは、当該会員の在会期間を理事長の決定により通算することができる。
- 3 平成10年4月1日以前の入会会員についての給付額は別表第3のとおりとする。

(重度障害保険金)

第17条 会員が重度障害の状態となったときは、重度障害保険金を支給する。

(給付の細目)

第18条 第13条、第14条、第15条、第17条に規定する給付にかかる保険金支払いの各条件等については、この規程に定めるもののほか、全労済協会が実施する自治体提携慶弔共済保険約款ならびに特約条項の規定によるものとする。

(給付金の額)

第19条 第7条から第17条までに規定する給付金の額は、別表第2のとおりとする。

(支給の制限)

第20条 死亡保険金及び傷病保険金については、その発生原因に災害援助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、給付金は支給しない。

2 給付金は、つぎの各号いずれかに該当するときは、その全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 給付の請求に虚偽があるとき。
- (2) 会費納入の義務を履行しないとき。

(給付金の返還)

第21条 理事長は、会員又はその家族が、虚偽その他の不正行為により給付金を受けたときは、その者から当該給付金を返還させるものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において現に効力を有する財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが行った処分その他の行為又は同日において現に財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターに対して行っている申請その他の行為で、同日以降において財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降において財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構が行った処分その他の行為又は財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構に対して行った申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に発生した給付事由で当該給付事由の発生した日から1年を超えないものについては、第6条の規定にかかわらず、当該給付事由に係る給付を行うものとする。
- 4 在会期間の計算は、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターにおける被共済期間を通算して行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益移行認定による、名称変更に伴い一部を改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日より、全労済協会と契約する共済契約が、認可特定保険業として保険契約へ移行することに伴い一部を改正する。